

質問書回答

2019年 3月 25日

「フィリピン国ミンダナオ支援の包括的レビュー」

(案件番号:190039 公示日:2019年3月13日)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番	当該頁項目	質問	回答
1	p.1 第1企画競争の手続き 3(4)契約履行期間(予定): 2019年5月中旬~2019年8月中旬 p.12 第4業務実施上の条件 1.業務工程	p.12では「5月~8月の4か月間の予定で行う想定」と書かれておりますが、p.1の履行期間「5月中旬~8月中旬」とすると3か月となります。 調査工程、要員配置を検討するうえで3か月と4か月の違いは重要ですので、より正確な想定をご教示ください。	P12の業務工程を「5月中旬~8月中旬の <u>3か月間</u> 」に改めます。
2	p.2-3 共同企業体の結成の可否とプロポーザルひな型チェックリストの関係	p.3の冒頭に「なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません。」とあります。すなわち、全省庁統一資格や日本登記法人であることを求めないという理解です。一方で、貴機構ウェブ上に公表されているプロポーザル表紙の様式(様式2-1)に記載されているチェックリストでは、構成員を含め日本登記法人であることを確認する項目があります。本調査に関し、日本での登記がされていない法人とJVを結成することは可能との理解ですが、よろしいでしょうか。	共同企業体の構成員について、日本での登記がされていない法人も応募可能です。 なお、プロポーザル様式に含まれる「日本法人確認調査」は無償資金協力を想定した協力準備調査の場合にのみ添付を求めています。
3	【第3業務の目的・内容に関する事項】 p.4(4)調査手法及びp.9業務の内容(2)第1次現地調査期間	(4)調査手法では、質問票調査と聞き取りの調査対象者として、数多くの関係機関が挙げられています。一方、業務の内容では、「補足的に」聞き取りを実施するとあります。特に現地の質問票調査と聞き取りに関して、どの程度	「補足的に」と示しているのは、各面談対象者に事前に配布・質問票を回収して内容を確認した上で、より詳細な調査を実施することを意図しているためです。したがって、この「補足的」という意味と、最初の文の

通番	当該頁項目	質問	回答
	の面談先	の規模のサンプル数を想定されておりますでしょうか。	直接的な関連性はありません。 現地調査に関してですが、サンプル数の想定はありません。既存資料を十分レビューし、国内関係者への調査結果を分析したうえで、その必要性と妥当性に応じて案件ごとに面談対象者を設定してください。
4	同 p.7(6)報告書目次案 同 p.8 5. 業務の内容(1)国内準備期間 ②	業務の内容では、「フィリピンの概況、開発政策、紛争要因、和平プロセス、日本の援助政策に関する文献をレビューする」とありますが、報告書目次案では、これらに該当する部分は※がついていないため、報告書に記載する必要がないという理解でよろしいでしょうか。	報告書の該当部分については、JICA にて記載をいたしますが、本調査の基本的な背景を把握するという趣旨にて、左記の文献レビューを想定しています。
5	同 pp.8-10 5. 業務の内容及び 6. 成果品等	業務の内容及び成果品等の(1)分析フレームワーク、(2)業務進捗報告書、(3)ファイナルレポートに矛盾はありませんが、①報告書の作成・印刷仕様の中に「なお、準備調査報告書については製本することとし…」という記述があります。上記(1)から(3)以外に成果品の中に準備調査報告書が含まれるのでしょうか。	準備調査報告書は成果品に含まれません。なお、今回の調査のファイナルレポートは JICA が取りまとめる報告書の一部となることから、製本ではなく簡易製本で提出をお願い致します。 報告書の作成・印刷仕様部分については、「報告書等についてはすべて簡易製本することとし」、に変更いたします。
6	p.13 安全管理 渡航が必要になった場合は、初回現地渡航時まで、JICA が行う「安全管理研修」(対面座学)及び「テロ対策実技訓練」を受講してください。	左記のとおり記述がありますが、急遽、業務渡航が可能となった場合、個別対応で研修／訓練が受講できる(つまり一般公開されている研修のタイミングを待たずに受講できる)という理解でよろしいでしょうか	渡航が必要となった場合には「安全対策研修」及び「テロ対策実技訓練」渡航前の受講が原則必須となります。そのタイミングで、タイムリーに研修/訓練が受講できるか不明のため、受注することが決まった場合には、5月24日に開催される研修を可能な限り受講するようにお願い致します。
7	P9 最下部 (※1)全ての面談は、先方の了承が得られる場合には音	面談の音声録音や面談録はどのような活用を想定されるのかご教示ください。 また、面談の音声録音や面談録の作成の対象者は、現地	面談の音声記録や面談録は、調査結果を正確に残す上で必要となるものです。 面談の音声録音や面談録の作成の対象者には、日

通 番	当該頁項目	質問	回答
	声録音し、面談録(写真等含む)とともに JICA に提出する。	のフィリピン人関係者だけではなく、日本人の関係者も含むのでしょうか。	本人関係者も含まれます。
8	P10 「第 3 業務の目的・内容に関する事項」 6.成果品等 2 行目	(4)ファイナルレポート は、(3)ファイナルレポートのことでしょうか。	(3)ファイナルレポートに修正いたします。
9	「第 3 業務の目的・内容に関する事項」 5 ページ(分析手法)	Theory of Change の注 5 が見当たりません。追加で提供いただけますでしょうか。また、これまでの JICA の事後評価、終了時評価などにおいても、Theory of Change の基本的考え方は導入されていたと考えますが、本件において特段の変更点があるとすればより平和構築の案件評価においてこれを導入するという点がこれまであまりみられなかったということでしょうか。	注 5 の記載については削除いたします。 (他同様の質問についてはまとめて回答とさせていただきます) 本調査の特徴的な点としては、元々プログラムとして実施していなかった事業群を、プログラムがあったと仮定して、事後的に Theory of Change の考え方を導入することが挙げられます。仮定したプログラムのアウトカムに対して、各事業(インプット)とその分野別の総体としてのコンポーネント(アウトプット)がどのように貢献していたかを仮説検証することを想定していません。
10	「第 3 業務の目的・内容に関する事項」 9 ページ(業務従事者)	調査を効率的に行うため、業務従事者を 1 名追加し、総員 3 名体制で実施することは可能ですか。また、業務従事者以外に、ミンダナオ支援に知見のある外部有識者、外部アドバイザーなどの設置を提案することは認められますか。	想定 MM の範囲内にて業務従事者を追加することは問題ございません。また、業務従事者以外の有識者・アドバイザーの設置についてプロポーザルの中で提案頂くことは可能です。
11	「第 3 業務の目的・内容に関する事項」 3 ページ(対象事業)	第三国研修の評価等にかんして現地調査の一環として第三国への渡航を含めてもよいでしょうか。	第三国への渡航は想定していません。

通 番	当該頁項目	質問	回答
12	「第2 プロポーザル作成に係る留意事項」10ページ(外国籍人材の活用)	外国籍人材を業務従事者ではなく、ローカルコンサルとして配置してもよいでしょうか。特に、治安の悪い地域での情報収集についてはローカルコンサルを活用したいと考えております。ローカルコンサルタートを配置を可とする場合のM/M量の目安についてご教示願いたい。	ローカルコンサルタートの配置も可能ですが、P12の想定MMの範囲内にて配置をお願い致します。
13	「第3 業務の目的・内容に関する事項」6ページ(表2)	「成果」の「他案件との相乗効果」が2か所に記載があり重複していますが、何か意図があるのでしょうか。2番目の記載は削除してよろしいでしょうか。	2番目の記載は削除いたします。
14	「第3 業務の目的・内容に関する事項」1ページ(業務の目的・範囲)	本調査は外務省が実施する草の根無償やミンダナオ監視団の派遣を含め、対ミンダナオ支援を包括的に評価するものであり、外務省が実施する「国別評価」「テーマ別評価」と意義・目的が類似しているようにも思えますが、あえてJICAの枠組みでレビューを行う意図は、個別案件の視点からすべてを網羅的にレビューし今後のJICA事業への指針とされるということでしょうか。そうであれば、与えられた業務量(M/M)・業務実施期間では不足する気もしますが、個別案件をすべて拾うのではなく和平の各段階にて代表的な案件をサンプル的に分析することで足りるでしょうか。	JICAの枠組みでレビューを行う意図は、これまでの事業を網羅的にレビューし、効果的アプローチや教訓を体系化することにあります。JICA事業の指針作りに関しては、JICAが行うことを想定し、業務内容に含まれません。 個別案件(表1対象案件)は基本的にすべて網羅していただく予定です(サンプル的に分析するものではありません)。ただし、草の根無償や留学生無償などの個別案件を上記と同様にレビューしていただくことは意図していません。補足的アウトプットとして和平プロセスの動向と上記対象事業との関連性を含めてレビューし、その傾向(たとえば、草の根無償であれば、分野、対象地域、支援内容の傾向など)を分析していただき、アウトカムへの貢献度を検証していただくことを意図しています。 業務量については、既存資料を最大限活用していただくことを前提に設定しています。

通 番	当該頁項目	質問	回答
15	【第 3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)】 5. 業務の内容(8 ページ～9 ページ)	質問票調査・現地面談調査実施に当たり、便宜供与頂ける項目はどのようなものを想定されているでしょうか。以下の事項につき、貴機構マニラ事務所およびコタバト事務所ナショナルスタッフの方に便宜供与を依頼できるでしょうか。本業務で作成する面談者リストに基づく現地関係機関へのアポイントメント取得・調整、TV 会議参加要請・フォロー、質問票調査送付にあたっての調査概要紙の口頭での補足説明・質問票回答依頼、回答リマインド・回収等。	必要に応じて JICA も協力いたしますが、原則コンサルタントにて対応をお願い致します。
16	【第 3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)】 5. 業務の内容(8 ページ～9 ページ)	現地面談調査実施にあたり、コンサルタント移動用の車両は計上可能でしょうか。あるいは、JICA マニラ事務所の便宜供与となるのでしょうか。	コンサルタント移動用の車両は計上可能です。
17	【第 3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)】 5. 業務の内容(8 ページ～9 ページ)	「…先方の了承が得られる場合には音声録音し、面談録とともに JICA に提出する」とありますが、これは面談録とともに音声ファイルを提出するという理解でよろしいでしょうか。また、その場合、音声ファイルの形式・提出方法に指定はあるでしょうか。	ご認識のとおりです。音声ファイルの形式について、現時点で指定はありませんが、契約後に相談させていただきます。
18	【第 3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)】 5. 業務の内容(8 ページ～9 ページ)	日本国内での補足面談調査実施に当たり、国内旅費を計上可能でしょうか。計上可能である場合、計上費目は何になりますでしょうか。	「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」第 3 章の「7.国内業務費」に記載の通りです。
19	【第 3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)】 6. 成果品等(10 ページ)	分析フレームワーク(6 月提出)は各事業の調査結果を含むものでしょうか。分析フレームワークはどの程度の進捗具合を想定されていますか。	分析フレームワークは調査結果を含みません。5～6 ページに記載のあるフレームワークを JICA と協議し、確定したものになります。
20	【第 3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)】	ファイナルレポートのサマリーの分量は何ページ程度を想定されていますでしょうか。ファイナルレポート英文の分量	ファイナルレポートのサマリー(和文)は、5 ページ程度を想定しています(英文はそれに応じて)。

通 番	当該頁項目	質問	回答
	6. 成果品等(10 ページ)	想定はいかがでしょうか(添付資料の各案件分析フレームワーク、各案件概要表等も英訳対象でしょうか)。	各案件に対して案件概要表(案件の概要と評価項目に基づく評価結果の概要)を和文・英文で作成していただくことを想定しています。各案件分析フレームワークは和文のみの提出を想定しています。 ファイナルレポートの本文(和文)(添付資料を除く)は、100 ページ前後(英文はそれに応じて)を想定しています。

以上